

意見募集（パブリックコメント）

鹿児島市

マイナンバー制度における 「特定個人情報保護評価書」 （全項目評価書）の素案について

～ 皆さまのご意見をお寄せください。～

わが国のマイナンバー制度において、本市が保有する特定個人情報（マイナンバーを付した個人情報）の漏えい等を未然に防止するための措置をどのように講じているか等を具体的に記載した特定個人情報保護評価書（素案）について行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第28条第1項及び特定個人情報保護評価に関する規則第11条及び第15条の規定に基づき、評価を再実施し、公表いたします。

この評価書に対する市民の皆さまのご意見やご提案をお寄せください。なお、評価書の全体版は、鹿児島市のホームページへの掲載及び市役所関係窓口や地域公民館等に設置しているほか、希望者にはお送りしますので、市民税課までご連絡ください。

意見等の募集期間

令和6年12月17日（火）～ 令和7年1月31日（金）[当日消印有効]

意見等の提出方法

意見等につきましては、住所、氏名、電話番号をご記入のうえ、郵便、ファックス、電子メールなど書面での提出をお願いします。

電子メール
二次元コード

意見等の提出先

(郵送・持参) 〒892-8677
鹿児島市山下町11番1号
鹿児島市役所 市民税課
(ファックス) 099-216-1177
(電子メール) shiminzei@city.kagoshima.lg.jp



電子申請システム
URLの二次元コード



※ご意見等は、鹿児島市役所ホームページの
電子申請システムからも提出できます。

意見等の提出に際しての留意事項

- (1) 対象となる方
 - ① 本市に住所を有する方
 - ② 本市に事務所・事業所を有する方
 - ③ 本市に通勤・通学する方
 - ④ 本市に納税義務を有する方
- (2) 意見提出時の記載事項
ご意見の提出にあたっては、住所、氏名（法人又は団体等の場合は、所在地及び法人名等）及び電話番号を必ず記載してください。また、住所が市外の場合は、本市に事務所・事業所を有している、通勤・通学している、又は納税義務を有している旨を記載してください。
- (3) 匿名による意見は受付できません。
- (4) 電話や口頭による意見提出は受付できませんので、文書で提出してください。
- (5) 期限を過ぎて提出されたご意見は、パブリックコメント手続による意見としての取扱いはできませんので、提出期限にご留意ください。

お寄せいただいた意見等の取扱い

- (1) お寄せいただいたご意見等につきましては、一覧表にまとめて、その概要とご意見に対する検討結果を市のホームページ、市政情報コーナー（みなと大通り別館1階）等で公表します。
なお、提出された個々のご意見への回答をご希望の方は、直接お問い合わせください。
- (2) 意見募集結果の公表では、ご意見の内容以外（住所・氏名等）は公表しません。

問い合わせ先

- (1) 住民基本台帳に関する事務（市民文化部 市民課 窓口第一係）
電 話 099-216-1221 ファックス 099-224-8959
電子メール shiminka@city.kagoshima.lg.jp
- (2) 個人住民税に関する事務（税務部 市民税課 賦課第一係）
電 話 099-216-1174 ファックス 099-216-1177
電子メール shiminzei@city.kagoshima.lg.jp
- (3) 収納及び滞納に関する事務（税務部 納税課 庶務係）
電 話 099-216-1189 ファックス 099-216-1196
電子メール nouzei@city.kagoshima.lg.jp
- (4) 上記以外（総務部 総務課 法制係）
電 話 099-216-1126 ファックス 099-224-8900
電子メール soumu@city.kagoshima.lg.jp

特定個人情報保護評価の概要

1 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）

社会保障・税番号制度（以下「マイナンバー制度」という）は、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための制度です。

具体的には、社会保障・税・災害対策の各分野でマイナンバー制度の導入により、下記のような効果に繋がっています。

- 社会保障や税の給付と負担の公平化。
- 社会保障や税に係る各種行政事務の効率化。
- 各種申請等の添付書類が不要となる等、国民の利便性向上。

マイナンバー制度は、下記の法律により導入されている制度です。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
(平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という)

2 特定個人情報保護評価について

特定個人情報とは、

個人番号（マイナンバー）をその内容に含む個人情報のことで、個人番号と結びついている個人の情報（氏名、住所、所得等）を意味しています。

マイナンバー制度に対する国民の懸念として、

- 名寄せされた個人情報が外部に漏えいするのではないか。
- 個人番号の不正利用等により被害を負うのではないか。
- 国家により個人の様々な個人情報が一元管理されるのではないか。

といったことがあるため、

制度面における保護措置の1つとして、

番号法第 28 条の規定に基づき、特定個人情報を保有する行政機関等には、特定個人情報の取扱いについて自ら評価する「特定個人情報保護評価」の実施が義務付けられています。

3 特定個人情報保護評価の目的

特定個人情報保護評価は、次に掲げることを目的として実施するものです。

- ・ 事前に特定個人情報の漏えい等のリスクを分析し、そのリスクを軽減するための措置を講ずることにより、個人のプライバシー等の権利利益の侵害を未然に防止すること。
- ・ 行政機関等が、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを自ら宣言し、どのような措置を講じているかを具体的に説明することにより、住民等の信頼を確保すること。

4 特定個人情報保護評価のながれ

特定個人情報保護評価の実施に際しては、下記基準の該当程度に従い、特定個人情報保護評価のレベルを判断します（以下「しきい値判断」という）。

- ① 特定個人情報の対象人数
- ② 特定個人情報ファイルを取り扱う者の数
- ③ 特定個人情報に関する重大事故の発生の有無

上記しきい値判断の結果、個人のプライバシー等の権利利益に対して影響を与える可能性の高さに応じて、次のいずれかの評価を実施することになります。

- ① 基礎項目評価
- ② 基礎項目評価及び重点項目評価
- ③ 基礎項目評価及び全項目評価

本市においては、しきい値判断の結果、下記の3つの事務が個人のプライバシー等の権利利益に対して影響を与える可能性が最も高い「全項目評価」の対象となります。

その場合、住民等からの意見聴取（パブリックコメント）、鹿児島市個人情報保護審議会による第三者点検により、評価の適合性・妥当性を判断していただいた後、国の個人情報保護委員会に特定個人情報保護評価書を提出します。

- ① 住民基本台帳に関する事務
- ② 個人住民税に関する事務
- ③ 収納及び滞納に関する事務

5 特定個人情報保護評価の評価項目

特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の記載事項は、次のとおりです。

（1）基本情報

- ・ 特定個人情報保護評価の対象となる事務の詳細な内容
- ・ 当該事務において使用するシステムの機能
- ・ 当該事務において取り扱う特定個人情報ファイルの名称
- ・ 当該事務において個人番号を利用することができる法令上の根拠等
- ・ 当該事務を対象とする特定個人情報保護評価の実施を担当する部署

（2）特定個人情報ファイルの概要

- ・ 特定個人情報ファイルの種類
- ・ 特定個人情報ファイルの対象となる本人の数、範囲
- ・ 特定個人情報ファイルに記録される項目等
- ・ 特定個人情報の入手及び使用の方法
- ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの委託の有無、委託の方法
- ・ 特定個人情報の提供又は移転の有無及び提供、移転の方法
- ・ 特定個人情報の保管及び消去の方法

（3）リスク対策

- ・ 特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させる多様なリスクについて詳細に分析し、このようなリスクを軽減するための措置
- ・ 自己点検、監査、従業者に対する教育、啓発等のリスク対策

（4）開示請求、問合せ

- ・ 特定個人情報の開示、訂正、利用停止請求
- ・ 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ等

（5）評価実施手続

- ・ 評価の実施、住民等からの意見の聴取及び第三者点検の方法等

1 住民基本台帳に関する事務の評価書素案（概要版）

1 基本情報

(1) 事務の名称

・住民基本台帳に関する事務

(2) 事務の内容

・住民基本台帳に関する事務は、以下の業務を行う。

1. 住民基本台帳の作成
2. 住民票の記載、消除又は記載の修正
3. 住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置
4. 転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知
5. 住民票の写し等の交付
6. 住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知
7. 地方公共団体情報システム機構への本人確認情報の照会
8. 住民からの請求に基づく住民票コードの変更
9. 個人番号の通知及び個人番号カードの交付
10. 個人番号カード等を用いた本人確認
11. コンビニ交付に関する事務

(3) 対象人数

・30万人以上

(4) 特定個人情報ファイルを取り扱うメリット

・行政機関等への各種申請等の添付書類（住民票の写し、所得証明書等）の省略が図られる。

・行政事務の効率化に資することが期待される。

(5) 特定個人情報ファイルの名称

・住民基本台帳ファイル、本人確認情報ファイル、送付先情報ファイル

(6) 個人番号利用の法令上の根拠

・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）
第7条、第16条、第17条

・住民基本台帳法（住基法）
第5条～第8条、第12条、第12条の4、第14条、第22条、
第24条の2、第30条の6、第30条の10、第30条の12

2 特定個人情報ファイルの概要

(1) 特定個人情報の使用目的

- ・「個人番号とすべき番号」の生成と個人番号を住民票に記載するため。
- ・住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供するため。
- ・個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を地方公共団体情報システム機構に提供するため。

(2) 特定個人情報の提供先

- ・世帯番号、続柄等の情報を、給付や認定等を行う行政機関等に提供

(3) 特定個人情報の移転先

- ・氏名、住所、生年月日、性別等の情報を、給付や認定等を行う庁内各課に移転

3 リスク対策

(1) 特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置

- ・異動に関する申請（転入届、転居届等）に係る届書・申請書等は、本人又は代理人から窓口で対面により受領し、処理が終了した後は、鍵付きの保管庫に保管する。
- ・住民基本台帳ネットワークシステムにより入手する場合は、専用のアプリケーションを用いることにより、情報の漏えい・紛失を防止する。

(2) 権限のない者によって不正に使用されるリスクに対する措置

- ・端末装置取扱者登録等要領に基づき、管理を行っている
- (1) 発行管理：各システムで、課コード、係コード、IDにより使用を制限
- (2) 失効管理：課コード、係コードでアクセス権限を管理

(3) 不適切な方法で提供・移転が行われるリスクに対する措置

- ・特定の権限者しか提供・移転はできないよう権限を管理
- ・庁内連携システムは、番号法及び条例上認められる情報のみ移転を行うよう制御

(4) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクに対する措置（技術的対策）

- ・不正プログラム対策として、コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施
- ・不正アクセス対策として、二要素認証システムやデバイス制御システムにより操作者以外の制限や電磁的記録媒体の使用を制限
- ・ガバメントクラウドと地方公共団体との間は暗号化された専用回線を使用【情報システム標準化関連】

4 開示請求、問合せ

【開示請求先】市民文化部 市民課 窓口第一係
市民文化部 市民課 窓口第二係
【問い合わせ先】市民文化部 市民課 窓口第一係

5 評価実施手続

- パブリックコメント手続による住民等からの意見聴取
- 鹿児島市個人情報保護審議会による第三者点検

2 個人住民税に関する事務の評価書素案（概要版）

1 基本情報

(1) 事務の名称

・個人住民税に関する事務

(2) 事務の内容

- ・個人住民税に関する事務は、以下の業務を行う。
 1. 申告受付（所得情報等の基となる課税資料を受付）
 2. 資料の調査収集（税務署へ提出された添付資料などを調査収集）
 3. 課税計算（所得情報等により各個人の課税を計算）
 4. 税額通知（課税計算により導かれた個人住民税額を通知）
 5. その他
 - (1) 未申告調査（未申告者に対する申告の催告や実態調査等を実施）
 - (2) 扶養親族調査（扶養重複等の調査を行い、必要に応じ税額更正を実施）
 6. 証明発行（所得等を記載した証明書を発行）

(3) 対象人数

・30万人以上

(4) 特定個人情報ファイルを取り扱うメリット

- ・公正・公平な税負担が図られる。
- ・行政機関等への各種申請等の添付書類（住民票の写し、所得証明書等）の省略が図られる。
- ・行政事務の効率化に資することが期待される。

(5) 特定個人情報ファイルの名称

・個人住民税課税ファイル

(6) 個人番号利用の法令上の根拠

- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第9条第1項（利用範囲）別表24の項

2 特定個人情報ファイルの概要

(1) 特定個人情報の使用目的

・正確な課税情報を管理し、公正・公平に個人住民税の課税を行うため。

(2) 特定個人情報の提供先

・税額や所得等の情報を、給付や認定等を行う行政機関等に提供

(3) 特定個人情報の移転先

- ・ 税額や所得等の情報を、給付や認定等を行う庁内各課に移転

3 リスク対策

(1) 特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置

- ・ 課税資料を窓口で受け付ける際は、本人又は代理人から直接受領し、郵送で受け付ける際は、市民税課等へ送付するよう十分説明する。
- ・ 地方税ポータルシステム（eLTAX）を通じて課税情報を入手する場合は、他のシステムからのアクセスが行えない専用回線を用いることにより、情報漏えい防止措置を講じる。
- ・ パンチデータ等を電子媒体により入手する場合は、取り扱いをサーバー室等に限定し、運用要員による厳格な管理（受け渡し時は複数人で対応、受け渡しの記録作成、受領データの外部持ち出し禁止等）により、漏えい・紛失防止措置を講じる。

(2) 権限のない者によって不正に使用されるリスクに対する措置

- ・ 端末装置取扱者登録等要領に基づき、管理を行っている
 - (1) 発行管理：各システムで、課コード、係コード、IDにより使用を制限
 - (2) 失効管理：課コード、係コードでアクセス権限を管理

(3) 不適切な方法で提供・移転が行われるリスクに対する措置

- ・ 特定の権限者しか提供・移転はできないよう権限を管理
- ・ 庁内連携システムは、番号法及び条例上認められる情報のみ提供を行うよう制御

(4) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクに対する措置（技術的対策）

- ・ 不正プログラム対策として、コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施
- ・ 不正アクセス対策として、特定の権限者しか提供・移転はできないよう権限を管理
- ・ ガバメントクラウドと地方公共団体との間は暗号化された専用回線を使用【情報システム標準化関連】

4 開示請求、問合せ

【開示請求、問い合わせ先】 税務部 市民税課 賦課第一係

5 評価実施手続

- ・ パブリックコメント手続による住民等からの意見聴取
- ・ 鹿児島市個人情報保護審議会による第三者点検

3 収納及び滞納に関する事務の評価書素案（概要版）

1 基本情報

(1) 事務の名称

・収納及び滞納に関する事務

(2) 事務の内容

・収納及び滞納に関する事務は、以下の業務を行う。

1. 各賦課データの納付状況の管理
2. 納付に関連する事務（還付充当処理や納税証明書、督促状の発送等）
3. 納税折衝や催告、差押、執行停止などの処分等

(3) 対象人数

・30万人以上

(4) 特定個人情報ファイルを取り扱うメリット

・公正・公平な税負担が図られる。
・行政事務の効率化に資することが期待される。

(5) 特定個人情報ファイルの名称

・収納消込ファイル、滞納整理ファイル

(6) 個人番号利用の法令上の根拠

・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第9条第1項（利用範囲）別表24の項

2 特定個人情報ファイルの概要

(1) 特定個人情報の使用目的

・正確な納税情報を管理し、適正に収納消込、還付処理、公正・公平に滞納整理を行うため。

(2) 特定個人情報の提供先

・特になし

(3) 特定個人情報の移転先

・収納状況確認情報を、納期特例の承認判断を行う市民税課に移転
・収納状況確認情報を、納税証明書発行を行う資産税課に移転

3 リスク対策

(1) 特定個人情報漏えい・紛失するリスクに対する措置

- ・書面を窓口で受け付ける際は、本人又は代理人から直接受領し、郵送で受け付ける際は、納税課等へ送付するよう十分説明する。
- ・パンチデータ等を電子媒体により入手する場合は、取り扱いをサーバー室等に限定し、運用要員による厳格な管理（受け渡し時は複数人で対応、受け渡しの記録作成、受領データの外部持ち出し禁止等）により、漏えい・紛失防止措置を講じる。

(2) 権限のない者によって不正に使用されるリスクに対する措置

- ・端末装置取扱者登録等要領に基づき、管理を行っている
- (1) 発行管理：各システムで、課コード、係コード、IDにより使用を制限
- (2) 失効管理：課コード、係コードでアクセス権限を管理

(3) 不適切な方法で提供・移転が行われるリスクに対する措置

- ・特定の権限者しか提供・移転はできないよう権限を管理
- ・庁内連携システムは、番号法及び条例上認められる情報のみ提供を行うよう制御

(4) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクに対する措置（技術的対策）

- ・不正プログラム対策として、コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施
- ・不正アクセス対策として、特定の権限者しか提供・移転はできないよう権限を管理
- ・ガバメントクラウドと地方公共団体との間は暗号化された専用回線を使用【情報システム標準化関連】

4 開示請求、問合せ

【開示請求、問い合わせ先】 税務部 納税課 庶務係

5 評価実施手続

- ・パブリックコメント手続による住民等からの意見聴取
- ・鹿児島市個人情報保護審議会

情報システムの標準化について

1 標準化とは

(1) 概要

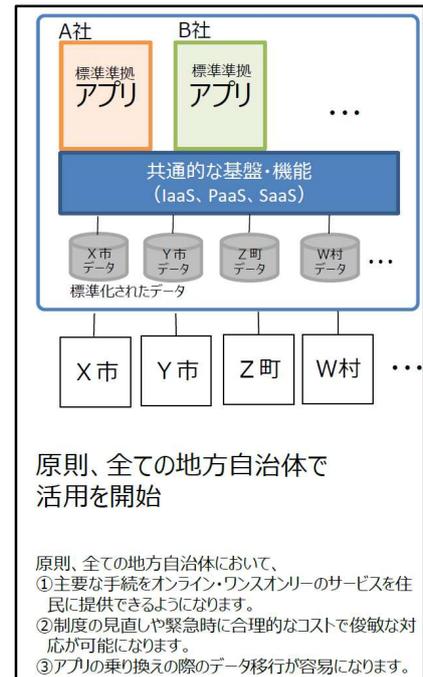
地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年5月19日公布、同年9月1日施行。以下「法」という。）に基づき、自治体の主要な業務である住民基本台帳や税などの業務を処理するシステムを国が示す標準仕様に準拠したシステムへ移行する必要がある。

(2) 目的・効果

標準化に伴い、申請時の入出力項目などが全国の自治体でも同じになるため、自治体業務の効率化や市民の利便性の向上などが期待される。

(3) ガバメントクラウド

政府の情報システムについて、共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービスの利用環境のこと。



出典 地方自治体によるガバメントクラウドの活用について(案) (令和3年2月内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)

2 標準化に伴う変更点

(1) 特定個人情報の保管場所

システムのサーバーがガバメントクラウド上に移行することに伴い、特定個人情報の含まれるファイルもガバメントクラウド上のサーバーに保管される。

(2) システムの仕様

システムの仕様が国の示す標準仕様書の内容に変更になる。
標準仕様のシステム調達や運用の負担が軽減されることで、その分の人的リソースを企画立案や住民サービスの提供に回すことができる。